

第 1 3 8 7 回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成 3 0 年 1 月 2 5 日 木曜日
開会 1 0 時 0 0 分 閉会 1 1 時 4 0 分

2 場 所 京都市役所内 教育委員室

3 出席者	教 育 長	在田 正秀
	委 員	星川 茂一
	委 員	鈴木 晶子
	委 員	高乗 秀明
	委 員	笹岡 隆甫

4 欠席者 委 員 奥野 史子

5 傍聴者 0 人

6 議事の概要

(1) 開会

1 0 時 0 0 分, 教育長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第 1 3 8 6 回京都市教育委員会会議の会議録について, 教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案 2 件, 報告 1 件

イ 非公開の承認

報告 1 件については, 市長の作成する議会の議案に対しての意見の申出及びその他の関係機関と協議等を必要とする事項に関する案件のため, 京都市教育委員会会議規則に基づき, 非公開とすることについて, 全委員の承認が得られた。

ウ 議決事項

議第33号 「平成30年度学校教育の重点」について

(事務局説明 菅野 学校指導課担当課長, 安村 学校指導課担当課長補佐)

平成30年度の学校教育の重点について、御説明させていただきます。

今回の重点の作成にあたっては、昨年3月に告示された学習指導要領の内容も踏まえ、本市教育が先導的に実施してきた「社会に開かれた教育課程」、また、重要性が示されているカリキュラム・マネジメントの推進といったものについて、全ての教職員が理解し、実践できるようにすること、さらには、重点の活用状況等に関する校長アンケートや、全国学力学習状況調査等のエビデンスをベースとすることで、学校教育全体の改善につながるものとなるよう、構成・内容について検討してきた。

また、本年は、本市の都市としての理想を明確化した「世界文化自由都市宣言」の40周年を迎える年である。「全世界のひとびとが、人種、宗教、社会体制の相違を超えて、平和のうちに、ここに自由につどい、自由な文化交流を行う」というこの宣言は、人権尊重の精神を基盤とする本市の理想を体現するものである。

併せて、今回の学習指導要領の前文にも「自分の良さや可能性を認識し、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら持続可能な社会の創り手となること」と示されている。この内容は、世界文化自由都市宣言の広く世界と文化的に交わることによって、優れた文化を創造し続けるという部分にも通じるものと考えているが、こうしたことから、今回の重点の作成にあたっては、人権尊重の精神を基盤に様々な人々と連携・協働しながら課題を解決する力を持った子どもを育成することを示すなど、改めて人権の尊重ということについて強調している。

これらの検討の経過や、先日の勉強会でいただいた委員の先生方の御指摘内容も踏まえ、再度、案としてとりまとめさせていただいた。それでは、詳細について説明させていただきます。

平成30年度の学校教育の重点の作成について御説明する。現行の重点が、新しい学習指導要領の理念を踏まえ、全教職員が学校全体で地域に開かれた教育課程の実現に向けた取組を進めることを意識することを念頭に、構成等も含め改訂した。今回は、昨年度をベースにしながら、京都市の教育理念、普遍的なことを着実に伝えるとともに、昨年度から始めた、重点項目の何が重要と考えているか、また何が学校で実現できているか、できていないか、といった校園長へのアンケートをしっかりと分析して現場のニーズを把握し、また全国学力学習状況調査の結果などの実態把握、エビデンスをベースに、より現場の成果・課題、ニーズに応じたものにするとしている。

校長アンケートについては、細かい部分は先日報告させていただき、御意見もいただいたところであるので、本日はその概要のみ触れておくが、経年変化でより明確に見えてきた優先課題等を、今回の改訂における最も重要な要素とした。

最重要課題としては、各校長がアンケートから見て最も重要性を感じている家庭での自学自習の習慣化について、今年度もしっかりと発信するとともに、そのうえで、カリキュラム・マネジメントの重要性、さらには、育成指標との連動により、教員が日々の教育活動を振り返り、学校全体での教育活動の改善につなげることの重要性をしっかりと発信していきたいと考えている。

その他、アンケートの回答を見ると、学校教育の重点が学校経営のグランドデザインの基盤として、繰り返し活用されていることがうかがえる。一方で、若年層に知ってもらいたい不易の部分等も掲載しているが、なかなかすべてを消化しきれない部分もあることもうかがえる。また、カリキュラム・マネジメントの視点をすべての教職員に理解してもらうために、折に触れて冊子を活用しているという学校もあり、今の学校教育の重点の良さを引き継ぎながら、より分かりやすい資料にできるよう心掛けた。

こうしたアンケートの結果から、説明資料のスライドの４・５のとおりまとめると、（１）活用の部分では、より活用しやすくするため、２月に実施予定の全市校園長会の説明資料や映像資料を用いることなどをより一層促すとともに、毎年度の改訂の根拠を示しながら管理職が説明しやすいもの、また重点の構成・項目立てをよりわかりやすくすることを心がけ、（２）構成については、課題や成果を、重視する視点や柱で明確に発信できることを目標として作成することとし、（３）重視する視点については、自学自習の習慣化を引き続き最重要課題とする。そのうえで、アンケートでも結果が見られたが、自他を大切にする力、他者理解の姿勢等について、現場の意識も高く、また実践できているという認識をしていただいているので、京都市の強みとして、しっかりと発信したい。そして、（４）学校運営の柱におけるアンケートの結果も踏まえ、カリキュラム・マネジメントや教育者としての資質・専門性の向上について、しっかりと盛り込んでいくこととした。

ここで、もう一つ重要なエビデンスとしての全国学力学習状況調査について、課題や強みを確認しておきたい。スライド６、先ほどの校園長アンケートにもあったが、まず家庭での学習時間については、これまでの懸命な取組の結果、小中とも改善しているが、全国平均の水準よりは低く、課題がある状況が続いていることがうかがえる。スライド７の「計画を立てて勉強しているか」という項目も、同様の結果である。

また、社会に開かれた教育課程の実現に向け、学びと社会のつながりを意識する必要があるが、「地域や社会で起こっている問題への関心」について、全国と比べても低い傾向が続いており、課題である。同様に「社会をよくするために何をすべきか考えることがありますか」についても、全国よりも低い状況が続いており、さらにスライド１０の「将来の夢や目標をもっているか」という質問についても引き続き減少傾向で、特に義務教育の出口の段階の中学校では、全国より低い状況が続いている。こうしたことも引き続きしっかりととらえておく必要があると考えている。

一方で、スライド１１、アクティブラーニングの視点、主体的・対話的で深い学びの取組についての項目だが、「学級やグループで課題探究型の学習活動ができているか」と

いう問いについては、特に中学校において、全国状況からも非常に良好な結果で、また話し合い活動を通じての深い学びについて、児童生徒の実感としてできていたと、全国から見ても良好な結果となっている。この間の言語活動の充実や探究型学習の実践の積み重ねについて、一定の結果が見て取れるため、引き続き大事にしていく必要があると考えられる。

こうした実態把握をベースにし、スライド13だが、本冊の3、4ページもあわせてご覧いただきたい。30年度重点において全校種を貫く重視する視点についてだが、京都市の重点として一定定着している言語活動や協働活動などの取組をしっかりと継続し深化させるとともに、全国学力・学習状況調査、校園長アンケートによる実態把握、可視化された課題・成果をしっかりと発信することとした。

そのうえで、自ら学ぶ力、自ら律する力を高めるという重点は継続し、教科横断的に学校全体で引き続き進めることとし、カリキュラム・マネジメントや京都市の教員としての自身の教育活動を振り返りながら、専門性の向上、そして学校教育全体の向上を図ることを意識できるものとしたいと考えている。

こうした視点のもと、スライド15、本冊5ページ以降の各校種の重点だが、校種を貫くつながりを意識し、発達段階に応じた重点を設定している。幼稚園では、より小学校との接続を意識した主体的に学びに向かう力の重要性を改めて発信し、小中では、項目を小・中・小中学校とし、義務教育学校の制度化も見据え、9年間のつながりをすべての学校がより意識し、学習意欲が高められる授業の実践により、学びの大切さを実感させ、そして自学自習の習慣化を図ることをより明確に打ち出せるように意識的に「毎日」という言葉も使いながら重点を強調している。

高校では、全校種を貫く授業改善や自学自習の重要性の発信とともに、教科との関連性を意識し内容の充実に取り組んできた「総合的な学習の時間」や「特別活動」の位置づけ、さらには、大学入試改革等を控えた喫緊の課題等を意識した内容とすることとしている。

次に、冊子全体の構成と内容を説明させていただく。議案の目次を御覧いただきたい。

構成順は昨年度通りで、まずは、「京都市の学校教育の理念・目指す子ども像」、そして、先ほど説明した「学校教育の重視する視点」を示している。そのうえで「学校運営の柱」について、新しい学習指導要領が本格実施を迎える中で、引き続き、社会に開かれた教育課程の実現とカリキュラム・マネジメントの視点を踏まえ、柱として掲げる。また、昨年度まで「学校教育の基本指針」としていたものを「生きる力を育む基本的な考え方」とし、その役割を明確にした。

1ページお開きいただくと、見開きの形で全体の項目も含めた目次を確認できるようにしている。

それでは、各項目について、本冊1ページと説明資料のスライド19をお開きいただきたい。まずはじめの「目指す子ども像」については、引き続き、「伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を切り拓く子ども」としたうえで、校長アンケートの結果も踏ま

え、若手教職員などに京都市の教育の不易の部分を着実に引き継ぐ根幹の部分とし、引き続き京都市の教育理念・基盤を示す位置づけとしている。

このページでは、この年度の重点全体を貫く理念等も示しているが、まず本冊2ページの3つの姿については、平成30年が文化庁全面的移転や明治150年という節目となることも踏まえ、一つ目にはそのことも明記している。そして、平成30年は、人権尊重を基盤に制定された世界文化自由都市宣言が40周年を迎えることともなる。本冊1ページのカッコ中ほどあたり、また、目指す子ども像の3つ目にも明記したが、この40周年を機に、これまでから各学校において懸命に取り組んできた、人権教育の視点を今一度大事にし、新しい学習指導要領でも明確に示された多様性の尊重、さらには貧困対策等も含め、一人一人の子どもを徹底的に大切にする視点をすべての取組の基盤として進めることを再確認する。これらを改訂にあたっての大きなベースとしている。

次に学校運営の柱について、本冊10ページをお開きいただきたい。昨年に引き続き、社会に開かれた教育課程の実現という目的のため、全教職員一人一人が当事者として学校運営に携わり、意識すべきことを焦点化し、項目として掲げ、学校教育の重点に沿って、教育活動の振返りや評価項目としても活用できるようにしている。柱1には防災教育の内容も加えたうえで、引き続き「命を守りきる」を置き、そのうえで、2つ目にカリキュラム・マネジメント、3つ目に専門性の向上と働き方改革の視点、4つ目に校種間連携・接続など、重要性をよりしっかりと発信できる構成にするとともに、5つ目にあるとおり、京都市で大切にしてきた子ども一人一人への支援について、さらなる京都市の強みにするためにも、柱として明確な位置づけとした。さらには、7つ目として関係機関など社会と連携した総合的・継続的な支援については、今年度創設されたはぐくみ局とも連携・相談し、貧困対策の実施計画にも位置づけられた学校現場との連携について、今後進めていくことを念頭に、全教職員に配布されるこの重点を活用し、貧困対策も含む、京都市の子ども・子育てに関する支援策を参考資料・関連項目としてコラム的に掲載することとしている。

本冊16ページ、最後の項目「生きる力を育む基本的な考え方」について。今回、先ほど見てきた柱との役割を明確にするため、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」、知・徳・体の育成に関して、校種を貫いて共通する留意点を項目立てて整理し、全教員が喫緊の課題への対応なども含め、参考資料的にも活用できるものとしての位置づけを説明している。

そのうえで、本冊17ページから、見開き2ページずつで、知・徳・体について示すようにしている。

本冊17、18ページ「確かな学力の育成」の部分ではよりわかりやすい流れを意識し、1で社会とのつながりを意識し、2で基礎的基本的な知識の習得を示した上で、3で、課題発見解決型の探究活動を通した知識・技能の活用、さらには、4「主体的・対話的で深い学び」の過程の実現を示し、より新しい学習指導要領との関連付けを持って見られる資料となるように工夫した。また、6理数教育については、先日の勉強会での

ご指摘も踏まえ、人工知能の進化による社会への影響やリスクの高まりなど、加速度的に変化する社会の中での、理数教育の重要性に言及し、先生方により身近に感じてもらえる記述にした。

本冊19、20ページ「豊かな心の育成」では、2に伝統文化を踏まえた豊かな情操を育む教育の項目を明確に示すことと、3の規範意識の項目では、勉強会での御指摘も踏まえ、⑤スマートフォン等の項目でゲーム依存について触れ、通常生活に支障をきたす疾病としての認識も生まれ喫緊の課題となっていることを説明している。また4では、冒頭に申しあげた世界文化自由都市宣言の理念、人権尊重を基盤にすることを踏まえ、多様性を理解する姿勢の涵養という項目を新たに立てた。性同一性障害など今日的課題も踏まえた、他者理解や多様性の尊重について改めて確認できる項目とし、さらに③では、勉強会でのご指摘も踏まえ、2020年、日本でオリンピック・パラリンピックが開催されるという歴史的な瞬間をきっかけに、様々な場面において、スポーツを通じた多様性尊重の精神、共生社会の構築等について学ぶことができる意義について言及している。

本冊21、22ページ「健やかな体の育成」では、オリンピック・パラリンピックの開催等もスポーツに親しむきっかけづくりにしながら、体力や運動能力について、本市の子どもたちの課題を踏まえたスポーツの実践と体力の向上について記述するとともに、昨年度は2の保健教育の項目の一つであった飲酒・喫煙・薬物の指導について、常に意識すべき課題として明確にするため、新たに4として項目を独立させたほか、防災教育について、大規模な災害等状況も踏まえ、子どもたちが地域の一員として防災について考える重要性が高まることも踏まえ、新たに「学校運営の柱」の「1子どもの命を守りきる」に位置付け、全ての教職員が理解をする必要があることをより明確にした。

以上が、重点の本文についての説明である。

最後に、引き続き、今度の教育界の動き、また参考資料を掲載し、参考資料については、インターネット上等でもデータですぐに確認できるようにしている。

議決後、校長アンケートにあった意見を踏まえ、来年度の経営方針に生かせるよう、少しでも早く現場に伝えるため、変更点を含めた原稿について電子メールで送付する。そのうえで2月27日の全市校園長会でポイントを絞った説明をし、理解を深めていただこうと思っている。

(委員からの主な意見)

【笹岡委員】 本冊19ページ「2 伝統文化や芸術を通じ、豊かな感性・情操を育む教育の充実」の①の文章について。一文で書いているので理解しづらいのと思うが、どこがどこまでかかっているのかわかりづらく、すべて「食文化」にかかっているように受け取られかねないので、書き方を工夫してほしい。

【在田教育長】 文章を二つに分けるなどしてはどうか。

【星川委員】 「学校教育の重点」が現場の先生方にとって役立つものとなってうれしく

思う。京都市の実態や全国学力学習状況調査等を踏まえ、説得力のあるものとなってきたので、今後はこれをどう使うのかということに視点を移す必要がある。

学校ごとに強み・弱みがそれぞれ違うので、それを踏まえながら、各学校がどう学校運営をしていくかがポイントである。校長会などでその辺も十分話をしていただき、フォローをお願いしたい。

次に中身についてだが、「世界文化自由都市宣言」が2ページの人権教育のところに入っている。矮小化するつもりで書いているのではないと思うが、この宣言は、京都がどういう都市としてあるべきか、市民がどう生活するのか、という広い理念である。この宣言を引用するのであれば、一つ目の「京都が育んできた伝統と文化に立脚し、広い視野と豊かな感性を持ち、よりよい人生や社会を創造する子ども」のところに都市特性などを書いてあるので、そこに入れるほうがもっと生きるのではないか。検討してほしい。

【在田教育長】 三つ目の人権文化のところには、「世界人権宣言70年」を入れ、「世界文化自由都市宣言」は一つ目のところへ入れたうえで、言葉を少し足してはどうか。

【鈴木委員】 よく練り上げて工夫されている。本冊3、4ページの「平成30年度学校教育において重視する視点」の見開きページについて。これまでの成果や課題の部分はかなり記述の分量が多い一方で、成果や課題を踏まえて「これをやります」という重点課題の4ページに余白が多く、もう少し盛り上がった印象が出せるとよい。レイアウト的でもよいし、ひと工夫してほしい。マトリックス的に絵が入ると、ビジョンとしてイメージしやすいので、そういうものが入ってもいいのではと個人的には思う。

【高乗委員】 丁寧に練り上げて作っていただいている。内容とは別の観点だが、重点を支えるものとして、予算措置の問題があると思う。例えば、30年度予算の中で、重点の内容に関わって、こんな形で新規の予算要求をしているとか、従前の予算の上積みをしているとか、そのような視点の話があれば、現場の校長先生たちは元気が出るのではないか。方向性だけでなく、それを支援するエンジンになる予算措置のご紹介があれば「ぜひやってみよう」という話になるのではないかと思う。その辺の観点からの関連付け、整理をお願いしたい。

【在田教育長】 30年度予算については、働き方改革や新しい学習指導要領への対応等についての要求を行っているところだが、改めて説明させていただきたい。

(議決)

教育長が、議第33号「平成30年度学校教育の重点について」について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第34号 京都市立学校の通学区域の設定及び変更について

(事務局報告 奥野 調査課長)

まず、「義務教育学校の設置に係る通学区域の設定」について説明させていただく。

「京都市立義務教育学校条例」の制定により、京都市立義務教育学校は、説明資料のとおり30年4月1日に義務教育学校6校が設置される。今回の議案は今まで「小学校」「中学校」としての通学区域であったところを、改めて「義務教育学校」の通学区域として設定するものである。

次に、「京都市立小学校の通学区域の変更」について説明させていただく。

現在「指定地区」として取り扱っている説明資料の5地域については、本来の通学区域の学校ではなく、区域外就学として通学区域外の学校に通学しており、実態に沿うよう通学区域を変更するものである。

「指定地区」とは、通学路の状況や、生活圏・自治活動が通学区域外の校区である等の事情により、地域の要望に基づき、特別措置として、本来の指定学校ではなく、別の学校へ区域外就学する取扱である。

各地域の状況について具体的に説明する。

左京区岩倉上蔵町161番地以北は、岩倉北小学校の通学区域の西端に位置し、この地域の南側は明德小学校の通学区域となっている。当該地域の東側には岩倉川が流れており、岩倉北の地域とは分断されているため、自治活動は南側の明德学区と一体となって活動している。こうした地域事情から、地域住民からの要望により、「指定地区」として明德小学校への区域外就学の取扱を行っている。

岩倉上蔵町267番地は、岩倉上蔵町の飛地である。岩倉北小学校の通学区域であるが、地形上、自治活動・生活圏が市原野学区となっている。岩倉北小学校は山の反対側にあり、通学が困難なため「指定地区」として、市原野小学校へ区域外就学をしている。

岩倉木野町251番地は、隣接する静海市原町とともに開発された住宅地である。自治活動や生活圏は市原野学区であり、地域からの要望により、「指定地区」として、市原野小学校へ区域外就学をしている。

久我東町2番地170～175は、神川小学校の通学区域であるが、久我の杜小学校と神川小学校の通学区域に隣接する地域で、分譲時において、各住宅の入口・玄関が久我の杜小学校に向け建築された。地域からの要望があり、平成22年より久我の杜小学校へ通う「指定地区」の取扱を行っている。

久我西出町11、12番地は、久我の杜小学校（開発当時は神川小学校）の通学区域で

あったが、宅地開発の際、本来校への道が農道であり通学安全上問題があったため、羽束師小学校に通うよう「指定地区」として取り扱っている。

今回の通学区域の変更は、「指定地区」として取り扱ってきた地域について、通学区域自体を実態に合わせて変更するものであり、実際に通う学校に変更はない。今回の変更により、保護者及び学校が区域外就学の手続を行う必要がなくなり、とりわけ保護者の負担が軽減される。また、関係する自治連合会からは通学区域変更を希望する旨の要望書及びその要望書に同意する旨の同意書の提出を受けている。なお、5つの地域すべて、中学校の通学区域の変更はない。通学区域の変更時期は、平成30年4月1日とさせていただく予定である。

(委員からの主な意見)

【在田教育長】 今回の議案は、実態に合わせて通学区域を変更するものである。まだこのような地域が多く残っているため、順次整理を進めるようお願いする。

(議決)

教育長が、議第34号「京都市立学校の通学区域の設定及び変更について」について、各委員「異議なし」を確認、議決。

エ 非公開の宣言

教育長から、以下の報告1件について、会議を非公開とすることを宣言。

オ 報告事項

報告 京都市立洛陽工業高等学校跡地本館棟ほか解体撤去工事について（新普通科系高等学校施設整備工事）

(事務局報告 田中 教育環境整備室担当課長)

本市南区にある京都市立洛陽工業高等学校跡地における校舎等の解体・撤去工事について説明させていただく。

本市では、平成28年4月の京都工学院高等学校の開校に伴い、平成29年度以降に活用が可能となった、洛陽工業高等学校の敷地面積約32,000㎡の跡地に塔南高等学校を移転再編し、新普通科系高等学校を整備する。そのため、当該敷地内の校舎や体育館、プール棟などを解体するものである。

工事契約については、今月17日に開札があり、「津田・寺村特定建設工事共同企業体」と仮契約を締結し、落札金額は約4億3千万となっている。当該案件は、平成30年2月市会で承認のうえ、本契約を締結し、工事着手は平成30年5月を予定して

おり、工期については8か月以内としている。

当該地は、埋蔵文化財包蔵地であることから、解体工事後に埋蔵文化財発掘調査を行う必要があり、今回の解体工事によって埋蔵物が損傷するリスクを回避する必要がある。また、同校では過去に実習棟で特定有害物質を含む薬品の使用が確認されていることから、現在敷地内の土壌調査を実施しており、調査結果が確定後、対策の具体的な検討を行うが、土壌の搬出においても慎重な対応が求められる。こうした理由により、本工事においては、原則として建物の基礎や、地中梁及び地中埋設管は原則存置することとしており、その存置物については、各調査結果が確定次第、適切に処理することとしている。

また大規模工事であるため周辺への配慮が必要となる。具体的には工事区画を明確にし、近隣住民への騒音・振動・粉塵対策を行う必要があり、その対策として、低騒音・低振動型の建設機械の使用や、十分な散水を行い、防音パネルや仮囲いの設置を行う。また交通誘導員を適切に配置し、周辺道路の利用者の安全確保に最大限努める。

2枚目の資料として「整備スケジュール（案）」を添付している。平成30年度は、本工事の他に新校舎における「基本設計・実施設計」及び「埋蔵文化財の調査」に着手し、先程申した土壌調査については、今年度末に調査結果が確定する見込みであり、引き続き有識者による検討委員会を設置し、今後の対策について検討を行う予定である。これらの状況を踏まえた結果、開校年度については、当初予定していた平成33年4月開校が極めて困難な状況ではあるが、開校までの具体的スケジュールについては土壌調査の結果を踏まえて、改めて検討する。

（委員からの主な意見）

【在田教育長】 本件は、行財政局所管の契約案件のため、報告案件とさせていただく。市会に諮る契約案件の基準金額は。

【事務局】 4億以上の案件となる。

【星川委員】 存置した基礎はいつ撤去するのか。

【事務局】 現在実施中の土壌調査の結果、土壌汚染が確認された場合、その付近から出る基礎等に付着している土については、一般廃棄物と同じように処理できず、綺麗にしてから搬出しなければならないため、存置としている。土壌汚染対策が必要になった場合、土壌改良工事の際に撤去する。

【星川委員】 敷地ではどんな薬品を使用していたのか。

【事務局】 エチレン、水銀、砒素、鉛等を含む薬品を、実験で使用していたと確認している。

【在田教育長】 土壌詳細調査の結果が確定していないが、敷地全体では、思ったより検出されなかった印象である。検出は実習室付近に限られていた。検出濃度も、基準値の何十倍の濃度が検出された訳ではない。

【星川委員】 土壌汚染対策費用は、膨大な金額がかかる。

【在田教育長】引き続き取組をよろしくお願ひしたい。進捗があれば、改めて報告させていただきます。

(4) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

1月13日 西京高等学校附属中入学者選考

1月21日 第12回「至高の動くおもちゃづくり」トイ・コンテストグランプリ in KYOTO

1月23日 平成29年度第2回指定都市教育委員・教育長協議会

1月23日 京都芸術教育コンソーシアム (Art-e Kyoto) 平成29年度フォーラム

1月24日 教育福祉委員会

1月24日～3月21日 第23回京都ミュージアムロード

○事務局から当面の日程について説明

(5) 閉会

11時40分、教育長が閉会を宣告。

署 名 教育長